

鉄道運輸規程の一部を改正する省令案に関する意見募集の結果について

令和3年6月8日
国土交通省鉄道局
総務課危機管理室

国土交通省では、令和3年4月23日（金）から令和3年5月24日（月）まで、鉄道運輸規程の一部を改正する省令案に関する意見の募集を行いました。

その結果、本件に関して、3件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1.実施方法

- ① 募集期間：令和3年4月23日（金）から令和3年5月24日（月）
- ② 周知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）
- ③ 意見提出方法：電子メール及び郵送

2.意見数

提出意見数 3件（提出者数 3名）

3.お問い合わせ先

国土交通省鉄道局総務課危機管理室 意見募集担当
電話番号 03-4416-5119（直通）

御意見の概要及び国土交通省の考え方

	御意見の概要	国土交通省の考え方
1	実際に鉄道で手荷物検査をするには、スペースの確保、検査に係る時間が問題になると考えられますが、鉄道会社はそのあたり、検討されているのでしょうか？	貴重なご意見ありがとうございます。 実証実験の実施を含め、国土交通省、鉄道事業者などの関係者で検討をすすめているところです。
2	手荷物検査の権限を明確にすることは賛成。しかしながら手荷物検査を行うことによって旅客が当初計画していた列車への乗車が困難となることのないよう整理が必要。	貴重なご意見ありがとうございます。 頂いたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
3	特段反対無いが、この改正内容によって、やや強制的に荷物を調べる時などは、職員にどういう権限があり、従わなければどういう事になるのかについての説明を述べさせるのが良いのではないかと思われた。	貴重なご意見ありがとうございます。 頂いたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。